

市・県民税申告相談のお知らせ

受付期間／2月8日(木)～3月15日(木)

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当て・行政サービスの負担額等の大事な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。

1. 申告が必要な方

- ◆平成30年1月1日現在、つがる市に住所を有している方。(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方。
注意：収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
譲渡所得があった方で、税務署への確定申告が不要になった方でも、市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方。
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方。
(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ・国民健康保険に加入している方。
 - ・他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方。(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成29年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方。
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方。医療費控除の各種控除を受けない方。
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方。

3. 申告をしなければならぬ方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)がされません。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

◆◆申告相談には次のものをご持参ください◆◆

- 印鑑(認め印で可)
 - 収入・経費等の分かる書類
 - ▶営業等……「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▶農業……「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶不動産……「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶給与……源泉徴収票
 - ▶一時……生命保険金等の受取にかかる証明書等
 - ▶譲渡……売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
 - 社会保険料控除(国民年金の証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
 - 生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書
 - 医療費のお知らせ・明細書
 - 身体障害者等の手帳
 - その他必要と思われる各種証明書
 - 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号のわかるもの
 - 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号のわかるものと通帳の届出印
 - マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カードおよび運転免許証等
- ☆所得税の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となりました。
- 利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号(昨年の申告時にお渡ししたもの)

☆平成30年度からの市・県民税(住民税)主な変更点☆

セルフメディケーション税制(医療費控除特例)が始まります。

- 平成30年度(平成29年分)から平成34年度(平成33年分)までの5年間、健康維持増進および疾病の予防への一定の取組を行った方が、本人または生計を一にする親族のために対象となる医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した場合において、その年中の合計額が12,000円を超えた部分が控除となります。(上限88,000円)
- スイッチOTC医薬品とは、これまで医師の処方が必要だった医薬品をドラッグストアでも購入できるよう、いわゆる市販薬へ切り替えた医薬品のことです。対象製品に★のような印と、「セルフメディケーション税制対象」と印字がされていますので、①レシートや領収書は大切に保管ください。
 - 適用を受ける方は、その年中において、次のいずれかの取組を行う必要があります。
 - ・健康保険組合や市町村国保が実施する健康検査(人間ドッグ等)
 - ・予防接種
 - ・勤務先で実施する定期健康診断
 - ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)または特定保健指導
 - ・がん健診
 - 対象の検診や予防接種を受けた際に発行される②領収書または結果通知表は大切に保管ください。
 - 適用を受けるには、①と②の両方をご持参ください。
- ★従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。
対象者自身で選択することになります。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111(内線212)

■所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(木)まで
■消費税・地方消費税の申告・納付は4月2日(月)まで
■国民健康保険税の申告は4月13日(金)まで

市・県民税申告相談日程表

受付時間：8：45～16：30（正午から13時までは除きます）

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]

月	火	水	木	金
2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
			【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地	【柏地区】 上古川・八重崎 稻盛
2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
祝日	【柏地区】 小和巻・上派立 小中野	【柏地区】 下古川・鷺坂・玉水	【柏地区】 沖菰・末吉・藤岡 広須・姥島	【森田地区】 山田・床舞・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
【森田地区】 大館・森田	【森田地区】 勝山・相野	【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田・今市 芦沼・秋桜団地・蓮川	【出精地区】 立花・出野里 芦部岡・大畑
2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
【出精地区】 東林・西林・生田 兼館・石館・善積・堅固	【出精地区】 夕日岡・出崎 蓮花田・永田 土滝・加納・小田原	【柴田地区】 濁川・中の林 中館・細川・町居田	【柴田地区】 桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	【柴田・越水地区】 菊川・千代田・遠山 吉見・福原・下福原
3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・三ツ館・吹原 南広森・丸山	【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町 出来島	【旧 町】 有楽町・菰中・浮巢	【旧 町】 上町・松原
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地	【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 横町・清水町 成田団地	【旧 町】 千代町・吉岡下木造	

平日の相談が困難な方へ 2月25日(日) 8時45分～16時30分まで
 (お勤めなどで休みが取れない方) 3月11日(日) 松の館2階で受付

3月16日以降の所得税確定申告は市役所で受付出来ません。税務署へご相談下さい。

車力地区 [会場：車力出張所]

月	火	水	木	金
2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
			車力町・下車力町	
2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
祝日	牛瀨町・下牛瀨町 豊富町		富范町	

稲垣地区 [会場：稲垣公民館]

月	火	水	木	金
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
	千年・再賀 沖善津	語利・沼館 吉出・野末	元増・福富 中派立 前村・下派立	野田・楽田 細沼・鶴見里
2/26	2/27			
沼崎・穂積 家調	繁菰・繁田 船越・下繁田			

午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
 申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

- 【申告期間中の問い合わせ先】
- ・松の館 (申告相談専用) 電話49-2356 (2月8日～3月15日)
 - ・車力出張所 電話56-2111 (2月8日～2月16日)
 - ・稲垣公民館 電話46-2111 (2月20日～2月27日)